

令和5年度 契約内容の公表（随意契約：物品・委託）

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の適用

No	契約年月日	契約業者名及び所在地	事業の名称及び場所	種別	契約期間等	予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	根拠条項	随意契約によることとした理由	備考
2	令和5年5月1日	山武管工事業協同組合	量水器交換業務委託	委託	自 令和5年5月2日	口径 φ13mm: 4,884円 φ20mm: 5,346円 φ25mm: 6,248円 φ30mm: 9,372円 φ40mm: 9,372円 φ50mm: 56,254円 φ75mm以上: 75,009円 (1件当たりの単価)	口径 φ13mm: 4,191円 φ20mm: 4,587円 φ25mm: 5,357円 φ30mm: 8,030円 φ40mm: 8,030円 φ50mm: 48,224円 φ75mm以上: 64,306円 (1件当たりの単価)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	本業務は、各戸に設置した量水器について、計量法に定める検定有効期間内に相当数の対象量水器を交換する業務であり、履行に当たっては①当企業団の指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）でなければならないこと、②相当数の技術者及び資機材を必要とすること、③漏水等修繕工事に対応できること、④給水区域内を熟知していることが求められる。 これらの全ての要件を満たすのは、指定事業者で組織している山武管工事業協同組合のみであり、本業務を遂行できる唯一の契約相手方と判断するものである。 このため、本業務は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により随意契約とする。	
		東金市家徳250番地1	山武郡市広域水道企業団の給水区域全域		至 令和6年3月31日					
3	令和5年5月16日	独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院	職員健康診断	委託	自 令和5年5月17日	649,044円	(年間見込額) 476,520円 ※単価契約	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	労働安全衛生法第66条により実施が義務付けられている職員健康診断については、千葉県市町村職員共済組合が行う40歳以上の組合員を対象とした特定健康診査と合わせて毎年度実施しているところである。 本健康診断は、企業団が医療機関と直接契約し実施するようになった平成25年度から独立行政法人地域医療機能推進機構 千葉病院と毎年度契約を締結し、適切に問題なく履行されている。 また、健診結果の判定は、前年度以前の結果と比較する場合があります、過去の健診結果を蓄積している当該医療機関に委託することで、長期的に職員の健康管理ができる。 以上の理由から、契約の相手方として独立行政法人地域医療機能推進機構 千葉病院を選定し、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により随意契約とする。	
		千葉市中央区仁戸名町682番地	東金市家徳361番地8		至 令和6年3月31日					
4	令和5年5月18日	特定非営利活動法人 建設技術監査センター	令和5年度工事検査代行業務委託	委託	自 令和5年5月19日	102,300円 ※1件当たり単価	102,300円 ※1件当たり単価	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	本業務は、当企業団が発注する建設工事のうち特に専門的な知識又は技能を必要とするため職員によって検査を行うことが困難な建設工事について、契約の適正な履行を確保するため委託するものである。 この業務を委託できる人材と豊富な実績を有し、年間を通して本業務を履行できる契約の相手方は特定非営利活動法人建設技術監査センターが県内で唯一の者であるので、同者を契約の相手方に選定し地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約とする。	
		千葉市中央区登戸一丁目23番16号 六羊ビル	山武郡市広域水道企業団給水区域内		至 令和6年3月31日					